

参考資料 2

「第2期岡山県障害者計画（仮称）」素案に対するパブリックコメント 及び関係団体意向聴取における主な意見と県の考え方について

【第1章 総論－VI障害のある人を取り巻く環境の変化と今後の課題】

No.	ご意見の概要	県の考え方
1	県は市町村に主体性を持たせようとしているが、市町村によって温度差が大きい。（県視覚障害者協会）	【記述を追加する】 ご意見を踏まえ、記述を追加します。
2	障害者手帳を所持していない人も含めて、全ての障害のある人が安心して暮らせるような取組が必要だ。（県知的障害者福祉協会）	【国の制度改革を踏まえて対応する】 国の障害者制度改革では、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法（仮称）」の制定に向けて議論が進められており、その結論を踏まえて、本計画の見直しを行うなど、適切に対応します。
3	圏域・地域のニーズを踏まえた総合的な支援を行うセーフティネットとなるような仕組みを創出し、しっかりととした道筋を事業者・利用者へ示す必要がある。（県知的障害者福祉協会）	

【第1章 総論－IX障害保健福祉圏域の設定】

No.	ご意見の概要	県の考え方
4	障害保健福祉圏域について、サブ圏域を含めて5圏域としているのは現実的である。これを活用して、地域間で格差が生じないようにして欲しい。（パブコメ）	【次期障害福祉計画において検討する】 平成23年度に本計画の実施計画である目標値を盛り込んだ障害福祉計画を作成予定であり、同計画の策定時に検討します。
5	圏域単位での目標・具体的な施策を示して欲しい。（県知的障害者福祉協会）	

【第2章 施策の展開－I啓発・広報－（1）啓発・広報活動の推進】

No.	ご意見の概要	県の考え方
6	小学校・中学校・高等学校などで障害に関するコマを2コマ持つておらず、倉敷市のパンフレットをイベントなどで配付している。疑似体験会なども開催している。そのような取組を進めてはどうか。（県視覚障害者協会）	【事業実施に当たっての参考とする】 県においては、心のバリアフリー支援事業などの啓発・広報活動を推進しており、啓発冊子の活用や車いす・アイマスク体験会などの実施を支援しています。今後の事業展開に当たっては、関係団体との連携を含め、実施方法の工夫などを検討していきます。
7	地域で理解してもらうために町内会での啓発が必要。障害のある人自からは言いにくい。（県視覚障害者協会）	【事業実施に当たっての参考とする】 県においては、心のバリアフリー支援事業などの啓発・広報活動を推進しており、啓発冊子の活用や車いす・アイマスク体験会などの実施を支援しています。今後の事業展開については、業務の中で検討します。
8	協会やセンター活動への参加について、本人は良くても家族が理解してくれないことがある（県視覚障害者協会）	

No.	ご意見の概要	県の考え方
9	心のバリアフリーについて、大学で点字やボランティアの講義をしたときに、啓発することの難しさをひしひしと感じた。学生は自分には関係ないとと思っている。高齢者に対するイメージは良いのだが、障害のある人に対するイメージは悪い。(県視覚障害者協会)	【事業実施に当たっての参考とする】 県においては、心のバリアフリー支援事業などの啓発・広報活動を推進しており、啓発冊子の活用や車いす・アイマスク体験会などの実施を支援しています。今後の事業展開については、業務の中で検討します。
10	障害に関する理解を深めてもらうために、非オストメイトを対象とした啓発の研修を実施して欲しい。(日本オストミー協会県支部)	

【第2章 施策の展開－I 啓発・広報－（3）ボランティア活動の推進】

No.	ご意見の概要	県の考え方
11	日中活動を訓練の場でとらえるだけでなく、地域に居場所をつくっていくことが大事である。居場所づくりのための市民活動のバックアップをうたつて欲しい。(パブコメ)	【ご意見の趣旨を記載済み】 障害のある人の生活の様々な場面で、ボランティアによる支援は大きな役割を果たしており、ボランティアの養成を進めるとともに、ボランティア活動の総合的拠点施設である岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館の運営などを通じて、県民、関係団体、企業等の各種のボランティア活動への積極的な参加を支援します。
12	車いすや視覚障害のボランティアに出席してくれる人もいるが、どうしたら良いか分かっていない。障害のある人とふれあうことは良いのだが、正しい理解なくしては動くことができない。(県視覚障害者協会)	【事業実施に当たっての参考とする】 障害のある人の生活の様々な場面で、ボランティアによる支援は大きな役割を果たしており、県民、関係団体、企業等の各種のボランティア活動への積極的な参加を支援します。今後の事業展開については、業務の中で検討します。

【第2章 施策の展開－II 生活支援－<現状と課題>】

No.	ご意見の概要	県の考え方
13	知的障害のある人の最終ステージを考えないといけない。老後はどうなるのか。特養には入れない。入所にも戻れない。地域でどのように暮らしていくのか。医療ニーズも高い。施設では受け入れていけない。65歳になった時点で自分の暮らしはどこにあるのかと不安になる人が多いが、高齢化の問題に対して、具体的な対策が示されていない。(県知的障害者福祉協会)	【記述に追加する】 ご意見を踏まえ、障害のある人のライフステージに応じた支援が必要であることを記述に加えるとともに、本計画の実施計画である障害福祉計画に反映させることについて、同計画の策定時に検討します。
14	出生→教育→就労→高齢化というライフステージの流れに即した内容になっていない。(県知的障害者福祉協会)	

No.	ご意見の概要	県の考え方
15	高齢化、発達障害、虐待の3点が早急に対処すべき課題だ。(県知的障害者福祉協会)	<p>【記述に追加する】</p> <p>高齢化については、ご意見を踏まえ、障害のある人のライフステージに応じた支援が必要であることを記述に加えるとともに、本計画の実施計画である障害福祉計画に反映させることについて、同計画の策定時に検討します。</p> <p>発達障害については、ご意見の趣旨を記載済みですが、高齢化と同様、障害福祉計画の策定時にさらに検討します。</p> <p>虐待については、国の障害者制度改革で虐待防止について議論が進められており、その結論を踏まえて、本計画の見直しを行う等適切に対応します。</p>

【第2章 施策の展開－II生活支援－（1）サービス利用の総合的支援】

No.	ご意見の概要	県の考え方
16	県の関係機関、関係団体等の連携・調整の場である県の自立支援協議会を積極的に開催すべきだ。(県手をつなぐ育成会)	<p>【事業の実施に当たっての参考とする】</p> <p>国の障害者制度改革における方向性や障害者自立支援法改正の趣旨等を踏まえ、県の自立支援協議会のあり方について、検討します。</p>
17	サービス管理者の研修のみでなく、グループホームの世話人の研修会を実施すべきである。(県手をつなぐ育成会)	<p>【事業の実施に当たっての参考とする】</p> <p>グループホームの世話人の研修の実施については、今後の研修事業を展開する中で検討します。</p>
18	市町村窓口での対応について、一つの窓口全て処理できるように方策を講じて欲しい。(県難病団体連絡協議会、県腎臓病協議会)	<p>【事業の実施に当たっての参考とする】</p> <p>市町村の窓口対応時にスムーズに事務処理が進むよう、ご意見の趣旨を市町村に伝えてまいります。</p>
19	市町村間で相談支援体制の格差が生じている。(県知的障害者福祉協会)	<p>【次期障害福祉計画策定時に検討する】</p> <p>障害者自立支援法の改正により平成24年4月から相談支援体制が強化されることになりました。平成23年度に本計画の実施計画である目標値を盛り込んだ障害福祉計画を策定予定であり、同計画の策定時に検討します。</p>
20	盲ろう者に対してパソコン操作の研修ができる人材がいないため人材を養成して欲しい。(岡山盲ろう者友の会)	<p>【事業の実施に当たっての参考とする】</p> <p>障害により、デジタル・ディバイド(I.Tの利用機会及び活用能力の格差)が生じないようにするほか、障害特性に対応した情報提供の充実を目指しています。事業の展開については、実務の中で検討します。</p>

No.	ご意見の概要	県の考え方
21	精神と知的の3日間のヘルパー研修があったが、なくなった。精神の講座を前のようにやって欲しい。これには、実際に体験してみる講座などもあったが、今はやっていない。(県精神障害者社会復帰施設協議会)	【事業の実施に当たっての参考とする】 ヘルパー研修は身体・知的・精神の3障害共通で実施しているところであり、精神障害のみを対象とした研修は実施していませんが、今後の研修事業を展開する中で検討します。
22	ピアソポーターは派遣だけではなく、研修の場が必要だ。(県精神障害者家族会連合会)	【事業実施に当たっての参考とする】 ピアソポーターの研修は平成23年度から実施予定としています。
23	障害者手帳交付時に協会やセンターがあることを紹介してもらえないか。そのときに相談員の氏名などを入れた資料を配付してはどうか。手帳交付者のデータは病院も知らないし、協会から尋ねていくこともできない。(県視覚障害者協会)	【事業実施に当たっての参考とする】 個人情報保護の観点から行政機関の保有する情報は厳正に管理されていますので、障害のある人から自発的に気軽に相談や団体へのアクセスができるよう啓発・広報活動を進めます。
24	高齢者や寝たきりの人もあり、障害のある人の実態が把握できていない。(県視覚障害者協会)	
25	会員数が少なく、十分な活動ができない。個人情報を盾に市町村から手帳取得者を教えてもらえない。手帳取得者に対して、団体の情報を提供するなどの措置を取って欲しい。(日本オストミー協会県支部)	
26	視覚障害のある人のための支援センター的な機関が必要だが、視覚障害者センターは人手が足らない状況だ。(県視覚障害者協会)	【事業実施に当たっての参考とする】 視覚障害のある人の情報提供施設として、視覚障害者センターは大きな役割を担っています。今後の事業の展開については、実務の中で検討します。
27	地域支援の記述が弱い。もっと記載して欲しい。(県精神障害者家族会連合会)	【次期障害福祉計画策定時に検討する】 平成23年度に本計画の実施計画である目標値を盛り込んだ障害福祉計画を作成予定であり、同計画の策定時に検討します。
28	基幹型地域生活支援センター事業について記載があるが、平成23年度以降も継続実施するのか。(県精神障害者社会復帰施設協議会)	【ご意見の趣旨を記載済み】 精神障害のある人が地域において安心して生活できるよう日中活動の場を提供できるサービス事業所の整備を促進していくします。なお、「ゆう」については、現在のサービスの質と量を担保しつつ、事業形態の見直しを行うこととしています。
29	基幹型地域生活支援センター「ゆう」のように、日中自分のペースで過ごせる居場所、24時間電話相談、ホステル事業など全ての必要な事業が整っている施設を欠かすことができない。「ゆう」を継続するとともに、「ゆう」のような居場所、事業を今後増やして欲しい。(パブコメ)	

No.	ご意見の概要	県の考え方
30	「ゆう」について、居場所がなくなったり、ベテランの職員が退職されるのがとても困る。新しい人となじむのに時間がかかるので、若い職員だけではなく、しっかりと人生経験を持っている人を採用して欲しい。(パブコメ)	【ご意見の趣旨を記載済み】 精神障害のある人が地域において安心して生活できるよう日中活動の場を提供できるサービス事業所の整備を促進していきます。なお、「ゆう」については、現在のサービスの質と量を担保しつつ、事業形態の見直しを行うこととしています。
31	「ゆう」について、県費の節減が重要なのは理解しているが、現在議論中の生活保護の医療費自己負担化などのように、食事付きデイケアを一部自己負担化するなど(例:食事代金だけは自分でとか)、現在の制度を改めたらどうか。デイケアに行かない人々の中にはポリシーをもって、食事付きデイケアに行かない人もいる。(パブコメ)	
32	「ゆう」の重要さを健康な人に理解してもらうことが重要だ。(パブコメ)	
33	「ゆう」の予算を増やしてスタッフを増員して欲しい。また、「ゆう」のような施設をあちこちに造って欲しい。精神障害のある人のような弱者に予算を充てることこそ、県の使命である。(パブコメ)	
34	自立支援法により、就労支援が中心となり、サロン的な居場所や相談機関の数が減少している。就労への支援が得にくい人、また、就労できても精神障害のある人など病状不安定さを抱えた人達にとっては、日中の行き場所や休み場所は恒常的に必要な存在である。そのような居場所を県は社会資源として作り出していく必要がある。(パブコメ)	
35	日中の居場所について、電話相談や作業所も必要である。それ以上に日中を過ごす場所が必要である。(パブコメ)	
36	精神科の病院に入院しているが、なかなか退院できない。ケースワーカーに頼んでアパートを探してもらっているが、主治医が賛成してくれない。別の病院に入院していた時には両親がいたのですが退院できたが、今は親がないせいか入院が長引いている。(パブコメ)	【国の制度改革を踏まえて対応する】 条件が整えば退院可能な方に対して、地域校推進員が、市町村と連携してケアマネジメントを行い、退院に向けた支援を行うなど退院促進に向けた取組を行っています。なお、国の障害者制度改革では、精神障害のある人の社会的入院解消のための体制の整備について、議論が進められているところであり、その結論を踏まえて適切に対応します。

No.	ご意見の概要	県の考え方
37	サービス利用の総合的支援として、困ったときの相談体制への要望について、3障害のうち、精神58.3%と高い要望があり、精神の病のある人に必要なことである。相談支援事業所が機能していくためのケアマネジメントに対する給付の体系を早急に整備して欲しい。(パブコメ)	【次期障害福祉計画策定時に検討する】 障害者自立支援法の改正により平成24年4月から相談支援体制が強化されることとなりました。平成23年度に本計画の実施計画である目標値を盛り込んだ障害福祉計画を作成予定であり、同計画の策定時に検討します。
38	障害の有無に関わらず、就労はその人の生活にとって重要な意味がある。障害があるから就労の機会がなく、"働く"という経験がない方が多くいる。それぞれ個人の希望や作業能力、賃金によって就労先を各段階に応じ自由に選択できるよう、地域活動支援センター、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所等の拡充が必要である。また、相談支援事業所やハローワーク、障害者職業相談センター等との重層的な連携が必要である。(パブコメ)	【次期障害福祉計画策定時に検討する】 平成23年度に本計画の実施計画である目標値を盛り込んだ障害福祉計画を作成予定であり、同計画の策定時に検討します。

【第2章 施策の展開－Ⅱ生活支援－（2）障害福祉サービスの充実】

No.	ご意見の概要	県の考え方
39	グループホーム、ケアホームの需要に対して、供給がうまく進んでいない。設置しようとしても地元の同意が得られないなどの問題点があり、どうもうまく行かない。公営住宅の供給なども視野に入れて対策を講じて欲しい。(県手をつなぐ育成会)	【事業の実施に当たっての参考とする】 グループホーム、ケアホームについては、圏域内のいずれの地域においても利用できるよう、公営住宅の活用等も検討しながら、居住基盤の整備を促進しているところです。
40	施設から在宅へという流れの中で、医療面でのケアをしてくれる施設の増設を希望する。(県肢体不自由児者福祉協会)	【ご意見の趣旨を記載済み】 障害のある人がライフステージの各段階で、適切な保健・医療サービスを受けることができる体制づくりを進めています。
41	生徒が特別支援学校などを卒業した後、家族の負担は増大する。保護者が息抜きできるような支援策を講じて欲しい。枠の問題があり、ショートステイサービスも受けにくいのが現状だ。(県肢体不自由児者福祉協会)	【事業の実施に当たっての参考とする】 障害のある人の介護をする人の病気、旅行等に対応するため、ショートステイ(短期入所)の充実に向けて取り組みます。
42	入所系の施設について、「入所定員を適切に維持していきます」とあるが、入所施設から地域生活への移行を積極的に進めており、一定の成果を収めている。言葉の意味が真に施設入所支援が必要な人のために、一定枠を確保しておくという意味であるにせよ、誤解を招きやすいので改めるべきだ。(県精神障害者社会復帰施設協議会)	【記述を修正する】 ご意見を踏まえ、記述を修正します。

No.	ご意見の概要	県の考え方
43	子どもの問題では、障害児童の施設の地域における役割を規定して欲しい。児童通園施設を位置付けを明確化し、資源として活用して欲しい。(県知的障害者福祉協会)	【事業実施に当たっての参考とする】 障害者自立支援法等の改正により平成24年4月から障害児支援が強化されることになります。法改正の趣旨を踏まえ、身近な地域での支援の充実に取り組みます。
44	移動支援の事業者は有料であるため、利用者が少ない。(県視覚障害者協会)	【国の制度改革を踏まえて対応する】 障害者自立支援法の改正により、政府は障害者等に対する移動支援のあり方について検討を加え、必要な措置を講ずることとされました。政府における検討状況を踏まえて、市町村への支援の充実に取り組みます。
45	65歳以上の高齢者は障害があつても介護保険の適用が優先される。高齢になっても自立支援法の適用対象となるようにして欲しい。(県視覚障害者協会)	【介護保険サービスが優先適用】 現行制度下では65歳以上の高齢者は介護保険サービスの優先適用が原則ですが、自立支援法のサービスでしか対応できないものについては、引き続き利用することは可能です。

【第2章 施策の展開－Ⅱ生活支援－（4）生活安定のための施策の推進】

No.	ご意見の概要	県の考え方
46	生活安定のための施策の充実に対しては、精神（在宅）47.4%と高い要望がある。これは、精神の病のある人に特に必要なことである。精神の病のある人は特に無年金で苦しむ方が多い。このため、無年金の方への経済保障を国に働きかけて欲しい。(パブコメ)	【一般的な施策の中で対応】 生活安定のための施策としては、障害のある方を対象とした施策のほかにも、生活保護制度などがあります。
47	生活安定のための手当について、制度を知らないために給付を受けていない人がいる。制度を周知徹底させるためのPR方策を考えて欲しい。(県手をつなぐ育成会)	【事業の実施に当たっての参考とする】 制度の周知徹底に向けて、より一層の広報活動を促進します。
48	経済的なことが課題である。(県視覚障害者協会)	【国の制度改革を踏まえて対応する】 障害のある人の生活の安定のための諸施策を推進しているところですが、国の障害者制度改革では、障害のある人の所得保障等について、議論が進められているところであり、その結論踏まえて、適切に対応します。
49	現状では、親亡き後に本人がどのように生きていくのかということが、最大の課題だ。(県自閉症協会)	【事業の実施に当たっての参考とする】 心身障害者扶養共済制度の活用など、親亡き後の障害のある人の生活を支えていくための施策を推進していきます。

【第2章 施策の展開－Ⅱ生活支援－（7）難病患者への支援】

No.	ご意見の概要	県の考え方
50	市町村の窓口での対応について、障害を固定した状態で判断しようとするが、障害の程度が不安定で、変動が生じる場合もあることを認識して欲しい。（県難病団体連絡協議会、県腎臓病協議会）	【国の制度改革を踏まえて対応する】 障害者自立支援法の改正により、政府は難病の者等に対する支援のあり方について検討を加え、必要な措置を講ずることとされています。政府における検討結果を踏まえ、適切に対応します。
51	難病に関する啓発的な教育や難病の予防に関する教育が必要である。（県手をつなぐ育成会）	
52	難病患者への支援について、居宅生活支援事業の対象範囲は限られているので、無制限に適用するかのような書き方は改めるべきだ。（県難病団体連絡協議会、県腎臓病協議会）	【事業の実施に当たっての参考とする】 本計画の趣旨に照らし、施策の概要のみを記載しており、制度の詳細な説明や市町村の個別の取組状況は記載しておりませんが、事業の実施に当たっては、遺漏のないよう取り組みます。
53	難病のホームヘルプサービスについて、市町村の取組状況を記載してはどうか。（県精神障害者社会復帰施設協議会）	

【第2章 施策の展開－Ⅱ生活支援－（10）権利擁護の推進・情報の公開】

No.	ご意見の概要	県の考え方
54	障害者のくらしと権利の擁護事業について、身体障害のある人からの相談に偏り過ぎているのではないか。（県手をつなぐ育成会）	【全ての障害のある人が対象】 障害者のくらしと権利の擁護事業は対象となる障害を限定することなく、全ての障害のある人からの相談に応じています。
55	成年後見制度について、取り組んでいない市町村もあるので、市町村の取組を促してはどうか。（県精神障害者社会復帰施設協議会）	【次期障害福祉計画の策定時に検討】 障害者自立支援法の改正により、平成24年4月までに成年後見制度利用支援事業が必須事業へ格上げされることとされたため、次期障害福祉計画策定時に方策を検討し、適切に対応します。

【第2章 施策の展開－Ⅱ生活支援－（11）スポーツ、レクリエーション及び文化活動の推進】

No.	ご意見の概要	県の考え方
56	選挙管理委員会から依頼されて会員へ選挙公報を配付しているが、協会非加入者への周知が不十分ではないか。（県視覚障害者協会）	【国の障害者制度改革を踏まえて対応】 国の障害者制度改革において、障害のある人の政治参加について議論が進められており、その結果を踏まえて、適切に対応します。

No.	ご意見の概要	県の考え方
57	ガイドヘルパーについて、「都道府県間での利用が可能となるよう体制の充実に努めます」とあるが、市町村間でもままならないのに、都道府県間で利用することが可能なのか。（県精神障害者社会復帰施設協議会）	【事業の実施に当たっての参考とする】 移動支援事業者情報提供事業を通じて、情報ガイドヘルパーの紹介、あっせん、情報提供を行っているところですが、さらなる利用促進を図っていきます。

【第2章 施策の展開－Ⅲ生活環境－（2）交通・移動手段のバリアフリー化】

No.	ご意見の概要	県の考え方
58	人口過疎地域の交通移動手段について、地域の実情に応じた対策を講じて欲しい。（県手をつなぐ育成会）	【国の制度改革を踏まえて対応する】 障害者自立支援法の改正により、政府は、障害のある人等に対する移動支援のあり方について検討を加え、必要な措置を講ずることとされています。政府における検討結果を踏まえ、適切に対応します。
59	施設や設備のみでなく、人的なバリアフリー策を講じて欲しい。駅員などの理解の促進や、駅で障害のある人をどう支援するかという方策、また、運休などの交通情報の伝達手段についても対策を講じて欲しい。（県手をつなぐ育成会）	
60	学校への通学・通園、事業所への通勤等のための送迎が家族の負担となっている。（県手をつなぐ育成会）	
61	移動手段のバリアフリー化のための市町村の施策が実際のニーズに即しているかどうか調査して欲しい。（県手をつなぐ育成会）	
62	家族も一緒になって外に出ることが必要だが、移動に困るという実態があり、お金の問題もある。（県視覚障害者協会）	
63	知的障害のある人の移動支援の事業を盛り込んで欲しい。（県知的障害者福祉協会）	
64	移動手段の確保が課題である。（県視覚障害者協会）	
65	視覚障害のある人は自力での移動は困難であるが、岡山でも倉敷でもバスの便が少なくなっている、不便になっている。乗り降りにも介助が必要である。（県視覚障害者協会）	
66	移動支援の研修は難しく、ボランティアネットワークでやっていくのは大変だ。（県視覚障害者協会）	

No.	ご意見の概要	県の考え方
67	県で養成講座を開講してもらい、ボランティア組織を作ってもらえば、移動支援を依頼しやすい。今は地方から来てもらわないとできない。(県視覚障害者協会)	【国の制度改革を踏まえて対応する】 障害者自立支援法の改正により、政府は、障害のある人等に対する移動支援のあり方について検討を加え、必要な措置を講ずることとされています。政府における検討結果を踏まえ、適切に対応します。

【第2章 施策の展開ーⅢ生活環境ー（3）防犯・防災対策の推進】

No.	ご意見の概要	県の考え方
68	災害などの非常時の対応策を講じて欲しい。災害時の集合場所なども高齢者や障害のある人のストレスが生じやすい場所が多く、災害対応を考えないといけない。(県手をつなぐ育成会)	【事業実施に当たっての参考とする】 岡山県防災対策基本条例を踏まえ、風水害や地震による被害軽減を図るため、「市町村災害時要援護者避難支援マニュアル作成指針」を作成し示しており、この活用による市町村における地域の実情に応じた対策の具体的取組を支援します。
69	市町村の指導をしっかりとやってもらいたい。災害時の支援マニュアルについても、市町村がしっかりとやらねばならない。(県難病団体連絡協議会、県腎臓病協議会)	また、保健福祉施設等での適切な防災訓練を促進し、被災時の安全の確保を図ります。
70	災害時の対応を決めてもらわないと、存在感がないため、災害時に取り残される。(県視覚障害者協会)	
71	災害時の福祉避難所がなく、本当に災害に遭遇したときに対処できなくなる。市の中でも部門がはっきりしていない。(日本オストミー協会県支部)	
72	災害の問題に関する内容が弱い。避難場所に行った後の問題、施設との関連についてもっと記載が必要である。(県知的障害者福祉協会)	

【第2章 施策の展開ーⅣ教育・育成ー（1）療育・育成】

No.	ご意見の概要	県の考え方
73	就学前の療育・育成と就学後の学校教育がうまくリンクされていない現状がある。(県自閉症協会)	【事業の実施に当たって参考とする】 就学前の療育・育成から就学後の学校教育へと円滑に移行できるよう、発達障害者支援体制検討委員会・広域特別支援連携協議会等を通じて、福祉分野と教育分野とが連携して支援体制が充実するよう、検討を進めているところです。
74	知的障害や発達障害の子どもに対する就学期以前の療育・育成が課題だ。(県知的障害者福祉協会)	

【第2章 施策の展開－IV教育・育成－（2）学校教育の充実】

No.	ご意見の概要	県の考え方
75	共生社会の実現には教育現場での障害のある人・福祉に関する教育のさらなる充実が必要である。具体的には、教員が、障害のある人に対する理解を深める仕掛け、もしくは、教育現場への外部講師として障害のある人と関わりの深い方の授業を実施することなどが考えられる。それらを具現化する施策の充実を求める。（ここでいう教育現場とは、特別支援学級ではなく、通常学級を指している。）（パブコメ）	【記述を修正する】 ご意見の趣旨を踏まえ、計画の記述を修正します。
76	教育は全てにつながる。教員の障害に関する理解を深めるとともに、児童生徒に対しても障害についてしっかりと教えて欲しい。（県自閉症協会）	【事業の実施に当たっての参考とする】 ご意見の趣旨を踏まえ、今後の事業の実施に当たっての参考とさせていただきます。
77	教育の分野では、高等学校や特別支援学校高等部において、就労のみでなく、進学対応を充実させて欲しい。（県手をつなぐ育成会）	

【第2章 施策の展開－V雇用・就業－<現状と課題>】

No.	ご意見の概要	県の考え方
78	雇用状況について、身体又は知的障害のある人の雇用状況について記載されているが、精神障害者についても記載してはどうか。（県精神障害者社会復帰施設協議会）	【記述を修正する】 ご意見を踏まえ、記述を修正します。
79	視覚障害のある人の就労の場が少なくなってきた。（県視覚障害者協会）	【事業の実施に当たっての参考とする】 ご意見を踏まえ、今後の事業の実施に当たっての参考とさせていただきます。
80	視覚障害のある人の就労のためには、職場介助員がどうしても必要だ。（県視覚障害者協会）	

【第2章 施策の展開－V雇用・就業－（2）職業能力の開発】

No.	ご意見の概要	県の考え方
81	障害のある人がパソコンを習う場合、県北でも倉敷に行かなくてはならず、時間と費用の両面で困難がある。北部職業訓練校に「障害者枠」を設けて、障害者の適性に応じたコースを設置するよう切望する。北部職業訓練校でパソコンの勉強をしたが、一般の人と同じように資格を取得するには大変な苦労を伴った。障害のある人の適性に応じたコースがあればよかったです。（パブコメ）	【ご意見の趣旨を記載済み】 県立高等技術専門校では、公共職業安定所等との連携のもとに、施設内において、身体障害のある人や知的障害のある人等を対象とした訓練を実施します。なお、一般的の訓練コースでの受講が可能な障害のある人に対しては、障害の程度、特性等に配慮した訓練実施に努めます。

【第2章 施策の展開－VI保健・医療－（1）障害の予防】

No.	ご意見の概要	県の考え方
82	細かい施策を積み上げていく前提として、障害の早期発見が必要である。そうしないと支援につながらない。現状では、診断を受けて治療に着手するまでに時間がかかり過ぎる。（県自閉症協会）	【事業の実施に当たっての参考とする】 ご意見を踏まえ、今後の事業の実施に当たっての参考とさせていただきます。

【第2章 施策の展開－VII情報・コミュニケーション】

No.	ご意見の概要	県の考え方
83	障害のある人が必要とする情報（遊びに関すること、福祉システム）を多様なメディア等を活用して得るとしても、個々に理解度が大きく異なっており、情報を障害のある人個々にあった分かりやすい言葉や図面を活用して伝える努力が求められる。行政だけでなく、社協、民生委員、町内会の協力も必要と思う。障害ある人への直接支援や家族を支える身近な相談システムの構築が大切である。（パブコメ）	【ご意見の趣旨を記載済み】 障害により、デジタル・ディバイド（ITの利用機会と活用能力による格差）が生じないようにするほか、障害特性に対応した情報提供の充実を目指します。

【第3章 事業一覧－I啓発・広報】

No.	ご意見の概要	県の考え方
84	もう少し障害のある人への理解を得たい。（パブコメ）	【ご意見の趣旨を記載済み】 心のバリアフリー推進事業をはじめとする啓発・広報活動を実施するとともに、福祉教育やボランティア活動等を推進することを通じて、障害や障害のある人への県民の理解を深めるよう取り組みます。
85	音声機能障害者発声指導者養成事業について、実情を的確に認識してもらうため、「疾病等により喉頭を摘出し、音声機能を喪失した人に対し、発声訓練を行うと共に、発声訓練を行う指導者を養成します。」と表現すべきだ。（パブコメ）	【記述を修正する】 ご意見の趣旨を踏まえ、計画の記述を修正します。

【第3章 事業一覧－Ⅱ生活支援】

No.	ご意見の概要	県の考え方
86	身体・知的障害者相談員の研修について、個人情報の壁があり、相談員に必要な情報を入手が困難であり、真に相談が必要な対象が把握できないという基本課題がある。(パブコメ)	【事業実施に当たっての参考とする】 個人情報保護の観点から行政機関の保有する情報は厳正に管理されていますので、障害のある人から自発的に気軽に相談できるよう啓発・広報活動を進めます。
87	精神障害のある人の地域移行について、地域・病院交流事業、地域移行促進強化事業等があるが、地域の理解と日常的な支援をどう構築するかが現実の課題だと思う。実効のある対策が研究・検討課題である。(パブコメ)	【事業実施に当たっての参考とする】 地域・病院交流事業や地域移行促進強化事業等を通じて、精神障害のある人の地域移行を推進しているところですが、より実効性を高めるよう、取り組んでいきます。
88	障害のある人（知的障害のある人）の高齢化について、計画に盛り込まれていない。在宅で施設でどのようなサービスを受け、終末を迎えるのか、ターミナルケアも含めて触れて欲しい。(パブコメ)	【記述に追加する】 ご意見を踏まえ、障害のある人のライフステージに応じた支援が必要であることを記述に加えるとともに、本計画の実施計画である障害福祉計画に反映させることについて、同計画の策定時に検討します。

【第3章 事業一覧－Ⅲ生活環境】

No.	ご意見の概要	県の考え方
89	障害のある人（知的障害のある人）が被災（地震や風水害等）した後、正常な状態に戻るまでどのような支援を受けるのかが明確でない。(パブコメ)	【事業実施に当たっての参考とする】 岡山県防災対策基本条例を踏まえ、風水害や地震による災害の被害軽減を図るために、「市町村災害時要援護者避難支援マニュアル作成指針」を作成し示しており、この活用による市町村における地域の実情に応じた対策の具体的な取組を支援します。 また、保健福祉施設等での適切な防災訓練を促進し、被災時の安全確保を図ります。

【第3章 事業一覧－Ⅴ雇用・就業】

No.	ご意見の概要	県の考え方
90	県北での就労、公共交通及び不便さがネックになる。福祉移送等では対応しきれず、例えば、負担の安い移送ボランティア等の通勤手段の検討が一つの研究材料ではないか。(パブコメ)	【国の制度改革を踏まえて対応する】 国の障害者制度改革では、障害のある人に対する通勤支援について議論が進められており、その結論を踏まえて、本計画の実施計画である障害福祉計画に反映させるなど、適切に対応します。

No.	ご意見の概要	県の考え方
91	福祉的就労の充実強化について、事業所の経営安定と従事者の自立可能な賃金確保のためには、事業所が協同するなど、戦略的な流通・販売システム等発想を広げた対策が求められる。(パブコメ)	【記述を修正する】 岡山県社会就労センターが設置した岡山県セルプセンターを通じて、授産製品の共同受注や販路開拓等を支援しているところであり、そのことを明記するとともに、今後とも一層の取組を進めています。
92	作業所など職場の給料がもう少し上がって欲しい。(パブコメ)	【ご意見の趣旨を記載済み】 「工賃倍増5か年計画」に基づき、工賃向上に向けた支援に取り組みます。

【その他】

No.	ご意見の概要	県の考え方
93	第2期岡山県障害者計画という名称について、もっと暖かみのある名称にすべきだ。(パブコメ)	【計画名称を検討する】 岡山県障害者施策推進協議会において審議の上、決定します。
94	内容が硬く、分かりにくい。本計画とは別に、分かりやすく、読みやすいものを作成して欲しい。(パブコメ)	【計画の概要版を作成する】 本計画策定後に、計画の要点を分かりやすく簡潔に記載した概要版を作成します。
95	一般県民を対象とした計画書としては、専門的な言葉や分かりにくい表現が全体的に多い。関心はあるが、知識はない方にも分かりやすい文章に改善して欲しい。(パブコメ)	
96	障害者自立支援法の理念は立派だが、環境整備が不十分だ。立派なことだけを言っていても駄目だ。計画にどのようなことを書いていても本当に実行されるかどうかが問題だ。(県難病団体連絡協議会、県腎臓病協議会)	【事業の実施に当たっての参考にする】 ご意見の趣旨を踏まえ、事業の実施に当たっては、本計画の基本理念を具現化するための取組を進めます。また、国の障害者制度改革の議論の結果を踏まえ、適切に実行します。
97	発達障害のある人のニーズ把握が重要であり、実態調査が必要である。500名を対象としたアンケート調査を実施し、次回の改訂に向けて、ニーズを整理する内容とすべきだ。調査対象は、中学生から就労期まで(中学・高校・就労期の青年・成人)に限定して実施すれば良い。(県自閉症協会)	【事業実施に当たっての参考とします】 平成22年度中に、発達障害のある人を対象とした実態調査を実施し、本計画を改訂する際には基礎資料とします。
98	個々の事業に対して、新たな情報を示して欲しい。(県知的障害者福祉協会)	【事業実施に当たっての参考とします】 本計画に記載された事業を含め、新たな事業展開を行う際には、関係団体を含め、関係者への情報提供を積極的に実施し、周知を図ります。
99	岡山県よりも鳥取県・島根県の方が内容が充実している。いずれも岡山市と同等ぐらいの規模しかないが、委託金は5割増ぐらいで交付されている。(日本オストミー協会県支部)	【事業実施に当たっての参考とします】 事業実施に当たっては、他都道府県の実施状況等も参考にし、適切に対応します。